

滋賀県リサイクル製品認定制度 (ビワクルエコシップ) の御紹介

主に滋賀県内で発生する循環資源（廃棄物や製造過程で発生した副産物、間伐材等）を利用し、県内事業所で製造加工される製品について、一定の基準に適合するものを「滋賀県リサイクル製品」として認定し、市町や県民・事業者に対し利用推奨を図るとともに、公共工事等を通じて県自ら率先利用に努めるものです。

滋賀県では、資源循環の輪の構築に向けた取組の一つとして、この制度を平成17年（2005年）3月に創設し、コンクリート二次製品、改良土、堆肥、生活用品などをリサイクル製品として認定しています。

今後もより多くのリサイクル製品の認定を行い、製品の普及を応援していきます。

認定対象製品

次に掲げる要件5点をすべて満たしているものです。

- ① 主に滋賀県内で発生する循環資源を利用し、県内において製造加工されること。
- ② 既に販売されているか、6か月以内に販売されることが確実であること。
- ③ その製品の普及が滋賀県の循環資源の循環的な利用の促進に効果を有すること。
- ④ 品質基準（安全性への配慮、規格等）に適合していること。
- ⑤ その製品の製造加工に係る事業所が生活環境の保全を目的とする法令や、その製品の製造に必要な法令に違反していないこと。また、その製品の製造加工に係る製造事業者が暴力団等に関係していないこと。

※古紙再生コピー用紙のほか、用途が一般化しているコンクリートガラ・アスファルトコンクリートガラを原材料にした再生砕石、再生路盤材、再生可燃アスファルト等は対象としません。

認定制度の目的

- ・認定製品の購入を広げることにより、一層のリサイクル製品の**需要拡大**を図ります。
- ・新たな技術・研究開発を促し、優良な事業者を育成します。
- ・リサイクルの促進により、滋賀県における**資源循環の輪の構築**を加速します。

認定製品に対する滋賀県の取組

- ・認定製品に認定証を付与するとともに、県HPへの掲載、パンフレットの作成・配付を行い、**普及啓発**を図ります。
- ・公共工事等を通じて自ら**率先利用**に努めます。
（品質、数量、価格等で要件を満たす認定製品がある場合。ただし、製品購入や利用を保証するものではありません。）
- ・市町や県民・事業者に対し、**利用推奨**を図ります。
- ・認定製品は、「滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金」を活用し、**販路開拓**を図ることができます。

認定制度の愛称

- ・認定制度の愛称は「ビワクルエコシップ」です。（平成17年（2005年）5月公募）
- ・認定製品の愛称は「ビワクルエコ製品」です。

認定製品マーク

- ・認定製品の本体、包装、認定製品を紹介するパンフレット等に表示することができます。
- ・図1、図2の2種類があります。

図1



滋賀県リサイクル認定製品

図2



ビワクルエコ製品